

2017 年度（平成 29 年度）「実践研究事業」教職員実践事例集

豊かな人権教育の創造を

三重県人権教育基本方針＜2017（平成 29）年 3 月改定＞に則して

「個別的な人権問題を解決するための学習」を進めよう

《 目 次 》

I. はじめに . . . P. 2

- 1 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」とは
- 2 「人権教育・啓発基本計画」が示す人権教育・啓発の在り方とは

II. 学びのナビゲーション . . . P. 5

人権教育の目的の達成に向けた具体的な取組を
～三重県人権教育基本方針から～

III. 個別的な人権問題に対する取組を積極的に推進しよう

1 実践事例を通して

- (1) 事例①【伊勢市立上野小学校の実践】 . . . P. 7
(部落問題を解決するための学習)
- (2) 事例②【伊賀市立阿山中学校の実践】 . . . P. 8
(障がい者の人権に係わる問題を解決するための学習)
- (3) 事例③【鈴鹿市立白子小学校の実践】 . . . P. 9
(外国人の人権に係わる問題を解決するための学習)
- (4) 事例④【県立津商業高等学校の実践】 . . . P. 10
(個別的な人権問題を解決するための学習)

2 学習に取り組むにあたって (Q & A) . . . P. 11

IV. おわりに . . . P. 13

参考資料 1 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」 . . . P. 14

参考資料 2 「人権が尊重される三重をつくる条例」 . . . P. 16

I. はじめに

2000（平成12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下、「人権教育・啓発推進法」）が公布・施行されました（本法の全文は巻末の[参考資料1](#)を参照）。

以来、17年が経過し、学校現場においても、「人権教育・啓発推進法」の基本理念のもと、「人権教育」の重要性が当たり前のこととして認知され、取り組まれているところです。

2016（平成28）年には、個別的な人権問題に関する差別の解消を掲げ、「障害を理由とする差別の解消に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」の3法が施行されました。これらの法律では、差別を解消するために必要な教育や啓発を行うこととしています。

そこで、改めて、人権教育の推進に関する根拠法である「人権教育・啓発推進法」や基本理念について確認するとともに、2017（平成29）年3月に改定された三重県人権教育基本方針に則して、個別的な人権問題を解決するための教育をどのように進めればよいか考えてみましょう。

1 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」とは

21世紀を「人権の世紀」とすべく、2000（平成12）年12月に施行された「人権教育・啓発推進法」は、第一条（目的）、第二条（定義）、第三条（基本理念）、第四条（国の責務）、第五条（地方公共団体の責務）、第六条（国民の責務）、第七条（基本計画の策定）、第八条（年次報告）、第九条（財政上の措置）、及び附則（人権擁護推進審議会の「救済」に関する審議結果をもふまえ三年以内に見直しをする旨の規定等）から構成されています。

第三条では、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない」との基本理念が示されています。

また、第七条の規定により、2002（平成14）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下、「人権教育・啓発基本計画」）が閣議決定されました。現在、学校における人権教育は、この計画に基づいて進められています。

2 「人権教育・啓発基本計画」が示す人権教育・啓発の在り方とは

「人権教育・啓発基本計画」では、第3章の2「人権教育・啓発の基本的在り方」において、人権教育の効果的な手法として「人権一般の普遍的な視点からのアプローチ」と「具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチ」を挙げています。

つまり、人権教育を進めるに当たっては、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点についての学習と、各人権課題に関する知識や理解を深める学習の両面を行うことによって、人権尊重の理解が深まり、実践的な態度を培うことができるということです。

そして、第4章の「人権教育・啓発の推進方策」の中では、後者について、12の人権課題を挙げ、その現状認識や具体的な取組内容等を示しています。

人権教育・啓発に関する基本計画

平成 14 年 3 月 15 日閣議決定（策定）

平成 23 年 4 月 1 日閣議決定（変更）

第 3 章 人権教育・啓発の基本的在り方

2 人権教育・啓発の基本的在り方

(2) 発達段階等をふまえた効果的な方法

・・・(略)、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。・・・(略) 個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等をふまえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。・・・(略)

第 4 章 人権教育・啓発の推進方策

2 各人権課題に対する取組 (※本文から項目のみ引用)

- (1) 女性
- (2) 子ども
- (3) 高齢者
- (4) 障害者
- (5) 同和問題
- (6) アイヌの人々
- (7) 外国人
- (8) HIV 感染者・ハンセン病患者等
 - ア HIV 感染者等
 - イ ハンセン病患者・元患者等
- (9) 刑を終えて出所した人
- (10) 犯罪被害者等
- (11) インターネットによる人権侵害
- (12) 北朝鮮当局による拉致問題等
- (13) その他（性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題など）

Ⅱ. 学びのナビゲーション

人権教育の目的の達成に向けた具体的な取組を ～三重県人権教育基本方針から～

1999年（平成11年）2月策定
2007年（平成19年）2月一部改正
2009年（平成21年）2月改定
2017年（平成29年）3月改定



2017年3月に改定された三重県人権教育基本方針では、人権教育の目的を以下のように示し、そのために取り組む目標を3点挙げています。

人権教育の目的

人権教育は、総合的な教育であり、すべての教育の中で行われるものであるとの基本的認識のもと、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力」を育み、人権文化を構築する主体者づくりをめざします。

上記の目的を達成するため、以下の3点を目標とします。

- 人権についての理解と認識を深める。
一人ひとりが、人権の意義とその重要性についての正しい知識を十分に身に付ける。
- 人権尊重の行動につながる意欲・態度や技能を育てる。
一人ひとりが、日常生活の中で人権尊重の考え方に反するような出来事をおかしいと思う感性や人権を尊重する姿勢を養い、行動に現れるよう人権感覚を十分に身に付ける。
- 一人ひとりの自己実現を可能にする。
一人ひとりが、自尊感情を高め、自他の価値を認め、尊重しながら、進路を主体的に切り拓くことができる力を身に付ける。

このように、基本方針では、自他の人権を守ろうとする「意欲」や「態度」、そのために必要な「技能」に加え、人権に関する「知識」を身に付けることとしています。人権尊重を志向する人権感覚が人権に関する知的認識と結びつくことで、自他の人権を守るための実践行動ができる力や自らの進路を切り拓いていく力が育まれるのです。

「個別的な人権問題に対する取組」では、「人権問題の解決を自分の課題としてとらえ、状況を変えようとする具体的な行動に結びつく教育・学習の充実を図るため」に、以下の個別的な人権問題を解決するための教育を積極的に推進することが明記されています。

個別的な人権問題に対する取組

一人ひとりが、人権問題の解決を自分の課題としてとらえ、状況を変えようとする具体的な行動に結びつく教育・学習の充実を図るため、以下の個別的な人権問題を解決するための教育を積極的に推進します。

- 部落問題を解決するための教育
- 障がい者の人権に係わる問題を解決するための教育
- 外国人の人権に係わる問題を解決するための教育
- 子どもの人権に係わる問題を解決するための教育
- 女性の人権に係わる問題を解決するための教育
- 様々な人権に係わる問題※を解決するための教育

※様々な人権に係わる問題とは、高齢者、患者、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の人、性的マイノリティ、ホームレス等の人権に係わる問題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、貧困等に係る人権課題や北朝鮮当局による拉致問題等 などです。

三重県人権教育基本方針が示すこれらの「個別的な人権問題に対する取組」を積極的に進めるため、具体的な実践事例を通して、実践者が得た学びや取組のポイントとなる視点を紹介します。



Ⅲ. 個別的な人権問題に対する取組を積極的に推進しよう

1 実践事例を通して

(1) 事例① 「部落問題って、ぼくらの問題やん！」

伊勢市立上野小学校のレポートより

【実践の概要】

「部落問題って、ぼくらの問題やん！」という言葉は、子どもから出てきた言葉である。子どもたちは、出会い学習を通して、いろいろな人の生き方に触れた。また、家族に「部落差別をなくしたい」という思いを伝えたり、他の学校に差別の不合理さを訴えたりする活動を重ねながら、自分の家族や身近な仲間とのかかわりをみつめ直す中で、漠然と差別をなくしたいと思うだけでなく、行動することが大事だと気づいていった。

実践者のふり返し

部落問題は差別する側の問題である。だから、すべての学校で部落問題について考え、差別をなくすために行動できる子どもを育てることが大事である。そのために、「①子ども一人ひとりの姿をしっかりとらえ、クラスの課題から出発すること」、「②教師自身の部落問題に対する思いや願いを語ること」、「③差別に負けずに前を向いて生きてきた方々の姿から学ぶこと」、「④教師がゲストティーチャーと何度も語り合ってから、子どもたちに出会わせること」、「⑤保護者と連携を取りながら、子どもたちの身近にある部落問題にであわせること」、「⑥部落問題と自分たちの生活をつなげていくために、学校全体で低学年のときから系統立てて取り組むこと」をこれからも大切にしたいと改めて感じた。

学びの視点

子どもたちが「部落問題は自分たちの問題」ととらえ、「行動することで差別はなくせる」という信念や差別をなくす具体的な行動力を培うためには、子どもや地域の課題をつぶさにつかみ、学習を通じて乗り越えさせたいことを明らかにすることから始める必要があります。そして、差別をなくそうと行動する人々との出会いを通して、差別の不当性を肌で感じるとともに、自分たちの課題に気づき、その解決の道筋を仲間とともに見いだしていくことが大切です。

※レポートは、第 51 回三重県人権・同和教育研究大会報告書集 P. 88～P. 89
(報告分科会：人権・部落問題学習)に掲載されています。

(2) 事例② 「A・Bと素敵な仲間たち」

～生徒も教師も共に成長した3年間～

伊賀市立阿山中学校のレポートより

【実践の概要】

「よくわからない」「あまり知らない」ことを、互いによく知り、わかり合うことで、特別支援学級籍の生徒とまわりの生徒との間にあった心の障壁を解消し、共に育ち合う仲間へと高めていこうと取り組んだ。保護者から、特別支援学級籍の生徒の生い立ちや親としての思いを聞きとったり、その内容を劇化して演じたりする活動を通して、まわりの子どもたちは「お互いを高め合える仲間でありたい」と考えるようになっていった。また、「障がい者問題」について学習するなかで、教師も含めた一人ひとりが自分の中にある「ふつう」にとらわれていたことに気づくことができた。

実践者のふり返り

「知らない」ことこそが特別な支援に対する猜疑心や支援を必要とする生徒への否定的な見方を生じさせる要因ととらえ、学年として、保護者から、当該生徒の特性や生い立ち、その生徒に対する親の思いなどの話を聞く場を設けた。そのことで、「障がいがある」ことを理由に特別扱いをするのではなく、共に学ぶ仲間として、必要な時に必要な支援をし、支え合い育ち合うことが大切であると、生徒も教師も気づくことができた。また、お互いに理解しようとすることで支え合える関係を築くことができるということを実感することができた。

「障がい」に対するイメージを出し合うことで自分たちの意識にある差別性について考えた学習では、知らず知らずのうちに「障がいがあるから〇〇してあげる」と考えてしまっている生徒たちが、「ふつう」は人それぞれ違うのであり、自分の基準で優劣を決めることはおかしいということに気づけるよう取り組んだ。

学びの視点

障がい者の人権に係わる問題を解決するための学習をすすめるにあたっては、子どもたちが「共に学び、共に成長する」ことのすばらしさを実感できるようにすることが大切です。保護者から協力を得て、聞き取りや直接話を聞く活動をすすめることで、子どもたちは仲間のことを深く知り、認め合う関係でつながっていきます。また、学習を通して、障がい者問題についての理解を深めるとともに、その問題を子どもたちが自分たちの問題ととらえ、自分にとっての「当たり前」意識や固定観念等に気づいていくことが重要です。

※レポートは、第51回三重県人権・同和教育研究大会報告書集P.98～P.99
(報告分科会：人権・部落問題学習)に掲載されています。

(3) 事例③ 「ちがいをこえて つながろう」

鈴鹿市立白子小学校のレポートより

【実践の概要】

A L Tからの聞き取りや世界の国調べ、社会見学等を通して、様々な文化や暮らし、言語について理解を深めた。また、自主教材「外国にルーツがある子どもたちが辛い思いをした4つの事例」を使って、ちがいをこえてつながるために、自分たちができることを考える学習を行った。子どもたちは、事例を学級の外国につながる友だちの思いとして共感的に受けとめ、それまでの学習活動で得た知識やそれぞれの経験をもとに話し合うことで、「ちがい」による人権侵害をなくしていこうとする思いをもつことができた。

実践者のふり返り

世界にはたくさんの国々と様々な文化・暮らしがあり、国や民族によってものの見方・考え方が違う。子どもたちは、これからの学校生活で外国にルーツがある子どもたちとたくさん出会っていく。また、グローバル化が進展する社会において、多文化共生や多様性の尊重は、当然の価値であり、将来を生きる子どもたちに、お互いを理解し認め合い、ちがいをこえて豊かにつながっていく力の礎をつくりたいと考えた。

実際に外国から日本に来て生活をしている方の話を聞くことや、自分たちが外国の文化を体験しながら学ぶこと、身のまわりにある人権課題についてお互いの考えや思いを伝え合うことで、自分の周囲や社会に存在する不合理や偏見・差別に気づき、それらを自分たちの問題としてとらえ、解決していこうとするきっかけとなった。

学びの視点

調べ活動や体験活動を学習に取り入れることで、様々な文化や暮らし、外国人の人権に係わる地域の現状等、多文化共生の基礎となる知識を主体的に身に付けることができます。また、外国人の人権に係わる問題の解決を自分の課題としてとらえられるよう、外国人に対する人権侵害を取り上げ、その問題点について、獲得した知識や経験したことをもとに話し合ったり、自分自身に外国人に対する固定的な見方や偏見がないかを見つめ直したりすることが大切です。その際、子どもや地域の実情に応じた自主教材を作成し活用することで、子どもたちの学びはより確かなものとなります。

※レポートは、第30回「せいかつ」実践交流会報告・資料集P.38～P.41
(報告分科会：C分散会)に掲載されています。

(4) 事例④ 「“津商業高校人権フィールドワーク 2016”の中から」

県立津商業高等学校のレポートより

【実践の概要】

1年生の生徒が20数人のグループに分かれ、部落差別、障がい者差別、在日外国人差別、性的マイノリティに対する差別等、様々な人権問題についての調べ学習等を実施した。それぞれのグループが各地域や施設等で当事者から思いを聴き、意見交流を行い、学年全員が様々な人権問題を理解できるよう、個別的な人権問題について、グループでそれぞれ学び、考えたことを発表し合った。

実践者のふり返し

生徒自らが様々な人権問題について学ぶため、学校外に出かけ、それぞれの問題に係わる当事者の方と出会い、話を聞いたり意見交流をしたりすることを通して、生徒たちの主体的な学習意欲を喚起することができた。

また、それぞれの活動を報告するための話し合いでは、生徒一人ひとりが、人権問題に対する思いを出し合い、考えを深めることができた。そして、伝える内容や方法を話し合うなかで、当事者の方の思いや自分たちの気づきを一人でも多くの仲間に伝えたいとの思いを高めていった。壁新聞やパワーポイント等を使って視覚的に説明したり、寸劇を取り入れて差別の実態や当事者の願いを伝えたりするなどの工夫した報告がなされ、学年全体で、様々な人権問題についての理解を広げることができた。

学びの視点

出会い学習等の「体験的」な学習方法を取り入れることで、子どもたちの主体性が高まり、人権問題の当事者が直面している現実や生き方に心を揺さぶられます。また、人権問題に対する認識を深め、その解決に向けた自分自身の課題について考え続けていこうとする意欲や態度を養うため、出会い後にグループワーク等の「協力的」「参加的」な学習を行い、学んだことを整理して伝えたり他者の考えや思いを聞いたりしてさらに学びを深めることや、出会いをきっかけとして、日常的に人権問題について話し合うことが重要です。

※レポートは、第30回「せいかつ」実践交流会報告・資料集P.46～P.49
(報告分科会：D分散会)に掲載されています。

2 学習に取り組むにあたって（Q & A）



個別的な人権問題を学習しなくても、人権の大切さを学べば、人権問題を解決するための力を身に付けられるのではないですか？

人権侵害を未然防止したり人権問題を解決したりするための知識には、自由や人の尊厳などの諸概念、日本国憲法をはじめとする国内法規および世界人権宣言などの国際的な決議や条約、人権の歴史などがあります。これらを教材として取り上げながら、子どもたち一人ひとりが「権利とは何か」「自分にとっての人権とは何なのか」ということを学び、互いの人権を尊重する技能や態度を身に付けていくことが大切です。

しかし、部落問題や障がい者や在日外国人の人権に係わる問題、さらには性の多様性を含むジェンダーの問題等、様々な人権問題の存在や、その現状や実態、問題点等を理解していなければ、目の前で差別が起きていても、気づくことができません。時には、無自覚のうちに、誰かを差別してしまっていることさえあります。また、「そっとしておけば差別はなくなる」「自分は差別していないから関係ない」といった、傍観者的な考えに陥ってしまう可能性もあります。

三重県人権・同和教育研究大会では、障がいのある人を差別する言葉を使用した生徒が、学習を通じて初めてその言葉のもつ意味を知り、自分の身近にいる人と重ね合わせながら障がい者問題を考えるようになっていった様子が報告されました。

子どもたちは、社会にどのような人権問題が存在し、誰の人権が侵害されているのかなどを具体的に知ることで、自分のまわりや自分自身の意識を見つめることができるようになります。差別を見抜き、それを許さず、なくそうとする人権感覚や、実際の行為に結びつける行動力を育むためには、様々な人権問題を実際に取り上げ、学習することが重要なのです。

互いに尊重し合い、安心して過ごせる学級づくりに取り組むことで、様々な人権問題を解決するための力を身に付けさせたいと思っているのですが・・・？



人権が尊重される集団のなかでこそ、子どもたちは自分や他者を大切にできる態度を身に付けることができます。そのため、日常のあらゆる教育活動は、子ども一人ひとりが、自分の存在を認められ安心して学ぶことのできる環境のなかで行われるべきです。

そして、このような安心して過ごせる環境において、人権問題を解決しようとする行動力を身に付けるための取組を進めることが必要です。学級のなかで、自分が暮らす地域へのまなざしに対する不安を打ち明けた友だちがいたとします。まわりの子どもたちが「自分たちは差別しない」という思いをもてたとしても、部落問題を社会問題として認知し、解決に向けて行動しなければ、その友だちの不安は解消されません。

例えば、「仲間が差別されるのは許せない」「部落差別をなくしたい」という思いを行動に結びつけるには、部落差別の現状や実態を知るとともに、様々な差別的言説や偏見の誤りを見抜き、否定できる正しい知識を身に付けたり、その解決の道筋を具体的に学んだりすることが必要です。

部落問題学習として取り組まれてきた内容の一つに、「全国高等学校統一用紙（以下、統一応募用紙）」の制定を題材とした学習があります。統一応募用紙は、部落差別による就職差別を解消するために取り組んだ多くの人々の願いが結実したものです。この学習では、制定の経緯や意義とともに、差別の実態を知ることにより、部落問題が個人の問題ではなく社会を構成する一人ひとりの問題であることを理解することができます。そして、その気づきから、これまでの自分の意識や言動をふり返ることにつながってきました。

このように、個別の人権問題について具体的な取組から学ぶことで、子どもたちは、人権問題を「自分事」としてとらえ、その解決に関与しようとする意欲を高め、「実際にそんな事例にであったとき、自分はどんな行動ができるか」を考えたり、「自分は差別に対してどんな立場をとるのか」を問い直したりして、その問題の解決に向けた生き方を獲得していくことができるのです。

IV. おわりに

「人権が尊重される三重をつくる条例」（条例の全文は、[参考資料2](#)を参照）が施行されて、20年が経過しました。この間、三重県では、人権確立の社会づくりに向けて、様々な施策が講じられてきました。しかしながら、社会には、未だ部落問題をはじめとする様々な人権問題が山積しています。条例がその目的に示している「不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現」のために、各学校現場における人権教育の具体的な実践が求められています。

本事例集は、「三重県人権教育基本方針」に挙げられている個別的な人権問題を解決するための取組内容について、県内の実践をまとめたものです。子ども一人ひとりが、人権問題の解決を自分の課題としてとらえ、状況を変えようとする具体的な行動に結びつく教育・学習の内容を図るため、三重県教育委員会発行の人権学習指導資料「みんなのひろば」「気づく つながる つくりだす」や人権学習教材「わたし かがやく」等の活用と併せて、本事例集を参考にしていただければ幸いです。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000年12月6日公布・施行

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施期間の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情をふまえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年以降に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果もふまえ、見直しを行うものとする。

人権が尊重される三重をつくる条例

1997年10月1日施行

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。

こうした世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下に、私たち三重県民は、人権県宣言の趣旨にのっとり、不当な差別をなくし、人権が尊重される、明るく住みよい社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、人権尊重に関し、県及び県内で暮らし、又は事業を営むすべての者（以下「県民等」という。）の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題、子ども、女性、障害者及び高齢者等の人権に関する問題への取り組みを推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図ることを目的とする。

(県の責務)

第二条 県は、前条の目的を達成するため、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、人権が尊重される社会の実現に関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。
2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町及び関係団体と連携協力するものとする。

(県民等の責務)

第三条 県民等は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重し、人権を侵害してはならない。
2 県民等は、県が実施する人権施策に協力するものとする。
(県と市町との協働)

第四条 県は、市町に対し、県と協働して人権が尊重される社会の実現に努めること及び県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。
2 県は、市町が実施する人権施策について必要な助言その他の支援を行うものとする。

(基本方針)

第五条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。
2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 人権尊重の基本理念
二 人権に関する意識の高揚に関すること。

三 同和問題、子ども、女性、障害者及び高齢者等の人権に関する問題について、各分野ごとの施策に関すること。

四 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

- 3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、次条第1項の三重県人権施策審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 前項の規定は、人権施策基本方針の変更について準用する。

(三重県人権施策審議会の設置)

第六条 人権施策基本方針その他人権施策について調査審議するため、三重県人権施策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、人権施策に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第七条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 前二項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事が、やむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附則（平成9年7月1日 三重県条例第51号）

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附則（平成12年7月13日 三重県条例第65号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成13年3月27日 三重県条例第47号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行し、同日以降に策定される計画について適用する。

附則（平成17年10月21日 三重県条例第67号）

この条例は、平成18年1月10日から施行する。